

北里大学点検・評価室設置規程

平成26年11月21日制定

平成29年 4月21日改正

(設置)

第1条 北里大学（以下「本学」という。）に、北里大学点検・評価室（以下「点検・評価室」という。）を置き、目的、業務及び構成等を次のとおり定める。

(目的)

第2条 点検・評価室は、自己点検・評価を取り組む上で、方針や目標等を明確にし、適切な体制、手続きで行われているか、中立的な立場から検証し、自己改善と向上を支援及び促進する。

(業務)

第3条 点検・評価室は、前条の目的を達成させるため、次の各号の業務を行う。

- (1) 各学部、委員会及び事務組織等への説明及び連絡調整に関すること。
- (2) 教育研究を中心とする情報の一元的な収集・分析に関する実務。
- (3) 自己点検・評価結果の分析及び分析結果の学内外への説明、公表に関する実務。
- (4) 公益財団法人大学基準協会が行う大学評価（認証評価）の申請及び継続的な対応に関する実務。
- (5) その他必要な事項。

(構成)

第4条 点検・評価室は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 点検・評価室長（副学長 点検・評価担当）
- (2) 北里大学自己点検・評価委員会委員 若干名
- (3) 事務本部長
- (4) 学部、研究科、学府の各事務長
- (5) 法人本部、教学本部の各部署長
- (6) 教学センター事務室一般教育課長
- (7) その他点検・評価室長が必要と認めた者

(ワーキンググループ)

第5条 本学の自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高めるため、点検・評価室の情報収集及び分析の下部組織として、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの長は、点検・評価室長が務め、構成員は、各部署における情報提供にあたり情報の選定ができる教学の実務担当者として、前条(4)～(6)の事務長及び各部署長の推薦を受けて、点検・評価室長が指名する。

(事務局)

第6条 点検・評価室の事務は、点検・評価室事務室が担当する。

(細則)

第7条 この規程の運用に関し必要な事項については、細則を定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学部長会及び大学院委員会の議を経て理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則 (北学総第29-1060号)

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。